

よくある質問 (Frequently Asked Questions : FAQ)

Q 1. 応募要領や申請書類をダウンロードできないのですが。

- A. 事務局（株式会社森林環境リアライズ）にご相談下さい。電話は 011-699-6830、メールは jimukyoku@f-realize.co.jp となっております。

Q 2. 募集要領の中の「①新作業システムに関する検討会開催」とは、具体的にどのようなものですか。

- A. 「レンタル機を活用した新システムの試行」の結果・成果を、地域全体の知見・経験として共有して頂くために、また、その波及効果を高めるために開催する検討会、報告会、シンポジウム等を指します。

Q 3. 募集要領の中の「②新たな取り組み先進地調査」とは、具体的にどのようなものですか。

- A. 見本としたい作業システムを構築している他地域の先進地（トップランナー）における、視察、見学、調査等を指します。但し、日本国内の先進地に限りません。

Q 4. 募集要領の中の「③新たな作業システムの試行的実施」とは、具体的にどのようなものですか。

- A. 既に他地域で導入されている林業機械とそれらにより構築した作業システムがあった場合、申請者の事業地域において林業生産性の向上に繋がる可能性があることからそのシステムを取り入れてみたい、という場合があります。そのための試行作業を行うため、既導入地から該当的林業機械を一時的に借用したり、機械メーカー等によるデモンストレーション用機械を借りて一時的に使用したり、といったことを指します。これにかかる費用（借用料、機械回送費、オペレーター賃金・旅費・宿泊費等）は助成の対象となります。但し、機械の購入はできません。

なおレンタルする林業機械及びそれにより構築する作業システムが、事業の趣旨に適合するものかについては、選定委員会において審査を行います。

Q 5. 作業道等の路網改良を助成経費に含むことはできますか。

- A. 路網改良の内容等は、ご提案事項に組み込むことは可能です。但し、事業の趣旨に適合するものかについては、選定委員会において審査を行います。

Q 6. 機械オペレーターの訓練については助成経費に含むことはできますか。

- A. 訓練の内容、スケジュール等は、ご提案事項に組み込むことは可能です。但し、事業の趣旨に適合するものかについては、選定委員会において審査を行います。

Q 7. 機械の改良費は助成経費に含まれますか。

- A. 機械改良の内容等は、ご提案事項に組み込むことは可能です。但し、事業の趣旨に適合するものかについては、選定委員会において審査を行います。

Q 8. 経費が助成の対象となる期間は、いつからいつまでですか。

- A. 原則として、交付決定通知（6月下旬頃に送付予定の書面）後に提出して頂く『着手届』の日付から平成 25 年 2 月 28 日（木）までが助成対象期間となります。

Q 9. 助成金額に上限・下限はありますか。

- A. 金額の上限はおよそ 300 万円程度を目安とします。必要な活動が実施できる経費が盛り込まれていれば、特段の下限はありません。

Q 10. 選定件数はどれくらいですか。

- A. 申請された助成の規模（金額）の総計にもよりますが、4~6 件程度の選定を予定しております。

Q 11. 採択され、助成金の交付を受けた場合、支出等に関する報告義務はありますか。

- A. 助成を受けようとする全ての対象経費について、募集要領別表 1 に記載の費目に沿って報告して頂きます。